

北広島町公告第 32 号

北広島農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定によって準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由を次により縦覧に供する。

北広島町の住民は、縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について町に意見書を提出することができる。

提出された意見書については、農業振興地域の整備に関する法律第12条第1項の規定により、その要旨及び処理結果を公告する。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和7年6月20日

北広島町長 箕野 博司



1 北広島農業振興地域整備計画変更案の縦覧期間

自 令和7年6月20日

至 令和7年7月14日

2 北広島農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

北広島町役場（農林課） 北広島町有田1234番地